

## わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ映像配信に係るインターネット回線敷設等業務③

### 1 業務概要

今秋開催する「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」（第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会。（以下、「両大会」という。））において、スポーツの普及振興および障害理解の向上を目的とした競技会映像の配信を予定している。各競技会場において、現地で撮影した映像を指定の箇所にアップロードするため、以下の業務内容により、会場にインターネット回線を敷設するとともに、会期中に会場でインターネットに繋げられるよう各種手続を行う。

### 2 履行期間

契約締結日から令和 7 年 12 月 26 日（金）までとする。

### 3 業務内容（回線敷設・調整）

受託者は各競技会場に映像配信用のインターネット回線（以下、「臨時回線」という。）を敷設するとともに、アクセス回線とプロバイダ接続を一元的に提供し、競技会場で映像を配信できる環境を整備する。

#### （1）インターネットサービス（回線/ONU/ルータ）の提供

- ・ 臨時回線を敷設する会場および使用する回線本数等は別紙のとおり。
- ・ 臨時回線の使用期間は競技会日程によるが、原則、競技日程の 5 日前までには敷設および動作確認を完了することとし、両大会終了後はすみやかに撤去すること。なお、両大会で同一回線を使用する会場において競技会が実施されない期間は、他者の会場利用の妨げにならないよう、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下、「実行委員会」という。）または会場管理者の指示のもと、機器の収納等の対応を行うこと。
- ・ 敷設する回線は 1Gbps のベストエフォート型インターネット回線であること。なお、別紙の回線本数は 1 配信あたり上り速度 200Mbps を想定したものであるが、回線の仕様によっては、実行委員会等との協議の上、回線本数を削減することができる。
- ・ 回線敷設にあたっては必要に応じて現地調査を行うこと。敷設にあたっての立会（現地調査、敷設工事）および関係者調整についても受託者で行うこと。なお現地調査の結果、敷設にあたって特殊な施工が必要となった場合は、実行委員会等と協議し対応を検討すること。
- ・ ホームゲートウェイ（ルーターと ONU による提供も可）の設置場所は、実行委員会および実行委員会が手配する配信業者と調整の上、決定すること。なお、受託者は次の期間で実施する競技会場視察に同行し、ホームゲートウェイ等の設置場所を確認・調整すること。ただし、やむを得ない事情により同行が困難な場合は、別途受託者が視察を行い、関係者等と調整すること。

○期間：令和 7 年 6 月 2 日（月）～6 日（金）

○場所：全会場を予定（視察行程は受託者決定後に提示する）

- ・ 接続するプロバイダ事業者は受託者が提案した内容を元に実行委員会と協議の上決定する。なお、提案するプロバイダは IPoE 方式を用いた接続を提供していること。
- ・ 回線および ONU の障害受付窓口の受付時間は常時（履行期間内の 24 時間）であること。

## （2）回線管理

- ・受託者は現地調査をはじめ回線敷設工事、回線使用等の一連の進捗管理を行うこと。
- ・使用する回線サービス等の内容について、サービス名、品目、回線番号、ホームゲートウェイの設置場所等を一覧化して管理すること。対象は業務期間中に使用した回線サービスのすべてとし、導入および廃止の日も併せて管理すること。
- ・回線敷設に関する施設管理者等との調整はすべて受託者が行うこと。
- ・回線サービスの変更が生じた場合は変更手続きに必要な情報を実行委員会等へ報告すること。

## （3）保守管理

- ・回線サービスについて、遠隔監視または申告受付により故障が発見された場合は、映像配信に影響がでないよう施設管理者をはじめとする関係者等に連絡した上で、速やかに現地での復旧作業を実施すること。
- ・故障内容、影響範囲、復旧状況等を隨時報告すること。
- ・故障の回復後、インターネット回線接続の正常性を確認し、必要に応じて業務確認を依頼すること。
- ・受託者は実行委員会が指定する映像配信業者等と連絡調整を図ること。
- ・故障対応を行った内容については管理し報告すること。

## 4 その他

- ・本業務を遂行する上で知り得た情報等については、第三者に開示または漏洩してはならない。
- ・本仕様書に記載のない事項で、本業務を遂行する上で必要と認められる事項が発生した場合は、実行委員会に速やかに協議し、その指示に従うこと。
- ・契約の締結後、改組等により、実行委員会の地位が承継される場合、本契約の当事者の地位も承継されるものとし、また、実行委員会の承継団体が解散した場合、契約に基づく実行委員会の承継団体の当該成果品に関する権利は、滋賀県に承継されるものとする。